

南関町空き家バンク制度に係る事業者登録事務取扱要領

第1条 この要領は、町内において宅地建物取引業を営む者（宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条の免許を有する者）が、南関町空き家バンク制度の趣旨に賛同し、町の依頼に基づき取引を仲介するため、町に事業者登録をする（以下「登録事業者」という。）ことについて必要な事項を定めるものとする。

第2条 登録事業者は、物件の登録を希望する所有者等の意向により、物件の売買・賃貸借の仲介をするものとする。

第3条 登録事業者が受けることができる報酬は、取引が成立した場合とし、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第46条第1項の規定による国土交通大臣が定めた報酬の額の範囲内とする。

第4条 町は、広報紙又はホームページ等により、南関町空き家バンク制度の趣旨に賛同する登録事業者を募集するものとし、登録を希望する事業者は、事業者登録申請書（様式第1号）を町長に提出するものとする。

2 町長は、登録申請があったときは、審査のうえ、随時受け付けるものとする。

3 登録できる事業者は、次の各号の全てに該当するものとする。

(1) 宅地建物取引業の免許を有していること。

(2) 町内に事務所を有していること。

(3) 国税及び地方税に未納がないこと。

(4) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）が実質的に経営を支配しているなど町長が特に不適格と認めるものでないこと。

第5条 登録事業者は、空き家バンク登録台帳に登録されている物件について、利用希望者から利用希望の申し出があった場合は、その旨を町に連絡し、町長は、所有者等に対し利用希望の申出があった旨を通知する。

2 所有者等は、希望により利用希望者との仲介を仲介協力依頼書（様式第2号）により、登録事業者に依頼する。

3 仲介を依頼された登録事業者は、所有者等と利用希望者との交渉を仲介する。

4 登録事業者は、町に仲介結果を仲介結果報告書（様式第3号）により報告するものとする。

第6条 登録事業者は、利用者の信頼を損なうことがないように、誠心誠意対応しなければならない。

2 登録事業者は、取引等に係るトラブルが発生した場合、自らの責任において処理する

ものとする。

- 3 町長は、登録事業者として不適格と判断される場合は、登録を取り消すことができるものとする。

様式第 1 号

年 月 日

南関町長 様

事業者登録申請書

申請者	名称又は屋号		
	所在地又は住所		
	代表者又は氏名		
電話番号	事務所	携帯	
F A X 番号			
メールアドレス			
ホームページの有無	有 ・ 無	アドレス	
主な活動地域	町内一帯・南関・賢木・大原・坂下・四ツ原		
南関町空き家バンク制度に定める事項を遵守し、積極的に協力します。		はい ・ いいえ	
国税、地方税に滞納はありません。		はい ・ いいえ	
暴力団員が実質的に経営を支配していません。		はい ・ いいえ	
登録の決定に当たっては、町税等の納付状況について調査することに同意します。		はい ・ いいえ	

年 月 日

様

物件所有者等氏名

仲介協力依頼書

南関町空き家バンク制度に係る事業者登録取扱要領により、空き家等の仲介の協力を依頼します。

記

物件所有者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	
対象物件	登 録 番 号	第 号
	所 在 地	南関町大字
	種 類	空き家 ・ 空き地 ・ 空き店舗
利用希望者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	

年 月 日

南関町長 様

(登録事業者)
所在地又は住所
名称又は屋号
代表者又は氏名

仲介結果報告書

年 月 日付けで依頼のあったこのことについて、下記のとおり報告します。

記

利用希望者	住 所	
	氏 名	
対象物件	登録番号	第 号
	所在地	南関町大字
	種 類	空き家 ・ 空き地 ・ 空き店舗
成 立 の 可 否	成 立 ・ 不 成 立 ・ そ の 他 ()	
成 立 内 容	売 買	円 (契約日 年 月 日)
	賃 貸	円/月
		契約期間 年 月 日～ 年 月 日
備 考		